

証券コード 3807

2022年3月15日

株 主 各 位

(本店所在地)
大阪府堺市南区竹城台三丁目21番1号
(東京本社)
東京都港区南青山五丁目13番3号
株 式 会 社 フ ィ ス コ
代表取締役社長 狩野 仁志

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社の第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

なお、昨年まで使用していた会場から開催場所を変更しております。末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。

本定時株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として座席間隔を確保するため、座席数を大幅に減少して開催いたします。当日のご出席に代えて、書面で議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月29日(火曜日)午後6時までには到着するようご返送のお手配をお願い申し上げます。

株主総会終了後、同会場において事業説明会を開催しますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 2022年3月30日(水曜日)午後1時(午後0時30分開場) |
| 2. 場 所 | 東京都港区北青山三丁目6番8号
ザ ストリングス表参道 3階「パークアヴェニュー」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |

3. 株主総会の目的事項

報告事項 第28期(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 資本金の額の減少の件
- 第2号議案 剰余金の処分の件
- 第3号議案 定款の一部変更の件
- 第4号議案 取締役6名選任の件
- 第5号議案 監査役1名選任の件
- 第6号議案 ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件

以上

当日のご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<http://www.fisco.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- 連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.fisco.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には、記載しておりません。会計監査人、監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の提供書面に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に鑑み、本定時株主総会にご来場される株主様（特に高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方）は、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスクのご持参及びご着用をお願い申し上げます。また、会場において体調不良と認められる方は入場をお断りさせていただく場合がございます。

(提供書面)

事業報告

(自 2021年1月1日)
(至 2021年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルスの断続的な感染再拡大により1月、4月、7月に合計3回の緊急事態宣言が発出され、このため短期的に需要が冷え込み、景気の下振れ懸念が強まる局面はあったものの、ワクチン接種の進展とともに、一部の業種を除き景気は緩やかに持ち直しつつあります。しかし一方では、オミクロン株による感染第6波により、5回目の緊急事態宣言が発出されることによる景気の下振れリスクは残るなど、予断を許さない状況にあります。

当社の事業である情報サービスと関連性の高い国内株式市場におきましては、2020年がコロナショックでの暴落後に急上昇した「大荒れ」だったことと対照的に、2021年の日経平均は、上値は重い下値は堅く往來を繰り返した年でした。そのような中においても9月14日の東京株式市場では日経平均株価は3万670円10銭と1990年8月以来約31年ぶりの高値を付け、新型コロナウイルスのワクチン接種の進展で投資家心理の改善が伺われました。

また、同様に当社事業と関連性の高い2021年の暗号資産業界は、11月にビットコインとイーサリアムが過去最高値を更新し、それに伴い暗号資産の時価総額が史上最高値を更新するなど、マーケット全体が拡大する年になりました。

こうした経済動向の中ではありますが、当社グループでは中期経営計画（2021年12月期～2023年12月期）を指針として、既存事業の規模拡大、底上げによる安定した収益の確保及び、新規事業での事業領域の拡大と収益の創出を目指して事業を推進してまいりました。

なお、当社の持分法適用関連会社である株式会社カイカエクスチェンジホールディングス（2021年11月1日付で、株式会社Zaif Holdingsより商号変更。以下、「カイカエクスチェンジ HD」といいます。）の株式につき、2021年8月13日に株式

会社CAICA DIGITAL（2021年11月1日付で、株式会社CAICAより商号変更。以下、「CAICA DIGITAL」といいます。）が行うカイカエクスチェンジ HDを株式交付子会社とする株式交付に申込を行い、同8月31日に株式交付の効力が発生いたしました。これに伴い、カイカエクスチェンジ HDは当社の持分法適用関連会社から除外されましたが、株式交付によるCAICA DIGITALの株式取得を通じて、両社の営業基盤を活用した営業促進の連携、新規製品の共同マーケティング、ソフトウェア等の共同開発・共同研究及び人材の相互交流等の業務提携のみならず、暗号資産に関する知見を活用した暗号資産ビジネスの強化、革新的な金融サービスの共同開発及び共同研究に注力してまいります。また、カイカエクスチェンジ HDが運営する暗号資産交換所Zaif（2021年11月1日付で、Zaif Exchangeよりサービス名変更）が取り扱う「フィスココイン」（略称「FSCC」）の決済通貨として利用促進することで、利用者が様々なメリットを享受できるようなフィスココイン経済圏の形成に取り組んでいます。具体的には、株式会社FISCO Decentralized Application PlatformによるFSCCレンディングアプリケーション募集や、FSCCマーケティングアドロップなどのキャンペーンを通じて利便性向上を進めながら、フィスココイン経済圏拡大を目指しています。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,156百万円（前期は1,119百万円の売上高）、売上原価は414百万円（前期は396百万円の売上原価）となりました。販売費及び一般管理費は、611百万円（前期は661百万円の販売費及び一般管理費）となり、営業利益130百万円（前期は61百万円の営業利益）となりました。

営業外収益でカイカエクスチェンジ HDの持分法による投資利益29百万円及び暗号資産売却益100百万円を計上したことなどにより、経常利益は239百万円（前期は127百万円の経常損失）となりました。

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益にCAICA DIGITALによるカイカエクスチェンジ HD子会社化に伴う持分変動利益592百万円、CAICA DIGITALがカイカエクスチェンジHDを株式交付子会社とする株式交付に伴う関係会社株式交換益4,853百万円を計上したこと、特別損失にCAICA DIGITALの投資有価証券売却損を349百万円計上したこと、また、関係会社株式交換益に対する繰延税金負債を計上したことによる法人税等調整額を1,536百万円計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は、3,801百万円（前期は66百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

当連結会計年度におけるセグメントごとの業績は、以下のとおりであります。

1) 情報サービス事業

金融・経済情報配信サービス分野におきましては、法人向けリアルタイムサービス及びアウトソーシングサービスが前期比で減少しているものの、個人向けサービスである、「クラブフィスコ」の売上が引き続き伸長しているほか、期首からの暗号資産マーケットの急伸に伴った広告売上が大幅に増加したことなども加わり、前期比で194百万円増加し、売上高は617百万円（前期は423百万円の売上高）となりました。

上場企業を対象としたIR支援及びコンサルティングサービス分野におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響から、順調に回復しており、中核サービスであるスポンサー型アナリストレポート（企業調査レポート）の受注及び東証新市場区分に向けた開示資料・翻訳等の受注によって概ね計画通りに推移し、売上高は564百万円（前期は608百万円の売上高）となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,182百万円（前期は1,031百万円の売上高）となり、セグメント利益は470百万円（前期は304百万円のセグメント利益）となりました。

2) 広告代理業

広告代理業分野では、従来媒体による定期広告出稿は順調に推移しており、ネット広告・制作を含め計画以上に推移しました。特に動画制作においては前期比130%と伸長し、オンライン広告関連の売上が全体の3割強を占める割合になりましたが、案件の小型化が進み、クライアントもコロナ禍でのベース整備から個別のキャンペーン用のバナーやLP制作が主流となっております。また、リーフレットやポスター制作等の制作案件、媒体との編集タイアップ案件等の受注も回復しつつあることから今後幅広い分野での受注に向けた営業力強化に注力してまいります。この結果、売上高は48百万円（前期は65百万円の売上高）となり、セグメント利益は6百万円（前期は18百万円のセグメント利益）となりました。

3) 暗号資産・ブロックチェーン事業

株式会社フィスコ・コンサルティングは、暗号資産に対する自己勘定投資を行っており、損益の純額を売上上に計上しております。2021年5月から7月にかけてビットコインを中心とした暗号資産市場の大幅な下落から回復基調にありましたが、保有する暗号資産の評価損などにより、売上高は△73百万円(前期は22百万円の売上高)、セグメント損失は△78百万円(前期は20百万円のセグメント利益)となりました。また、自社発行暗号資産のフィスココイン(FSCC)の決済通貨の利用促進やレンディングなどFSCC経済圏の拡大及びFSCCの価値向上を通じて、フィスコの企業価値の向上を目指しています。

② 設備投資等の状況

重要な設備投資はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 重要な組織再編等の状況

イ. 2021年1月1日に当社子会社の株式会社FISCO Decentralized Application Platformの株式を一部売却したことに伴い、当連結会計年度より連結子会社から除外しております。

ロ. 当社及びフィスコ・コンサルティングは、2021年8月31日に株式会社CAICA DIGITAL(2021年11月1日付で、株式会社CAICAより商号変更。)が行った株式会社カイカエクスチェンジホールディングス(2021年11月1日付で、株式会社Zaif Holdingsより商号変更。)を株式交付子会社とする株式交付の効力発生に伴い、株式会社カイカエクスチェンジホールディングスは当連結会計年度において持分法の適用範囲から除外しております。

ハ. 2021年12月20日に連結子会社である株式会社カイカファイナンス(2021年12月21日付で、株式会社フィスコ・キャピタルより商号変更。)の全株式を株式会社カイカフィナンシャルホールディングスへ譲渡いたしました。これにより、株式会社カイカファイナンスを当連結会計年度まで連結の範囲に含めておりません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

当社グループの財産及び損益の状況の推移は下記のとおりです。

区 分	第 25 期 (2018年12月期)	第 26 期 (2019年12月期)	第 27 期 (2020年12月期)	第 28 期 (当連結会計年度 (2021年12月期))
売 上 高 (千円)	11,168,871	5,789,403	1,119,525	1,156,875
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失 (△) (千円)	△2,255,690	△666,670	66,621	3,801,594
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△) (円)	△58.93	△16.13	1.48	83.21
総 資 産 額 (千円)	10,688,019	2,203,148	2,720,902	5,383,653
純 資 産 額 (千円)	2,982,056	786,616	1,297,906	3,624,880
1株当たり純資産額 (円)	5.21	16.54	27.85	79.12

- (注) 1. 第25期及び第26期の売上高には、免税事業者に該当し税込方式を採用している連結子会社を除き、消費税等は含まれておりません。
2. 第26期より「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」(実務対応報告第38号 平成30年3月14日)を適用しており、第25期については遡及適用後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(株)フィスコ・コンサルティング	10百万円	99.8%	暗号資産・ ブロックチェーン事業

(注) 2021年12月20日付で、当社の連結子会社である株式会社カイカファイナンスの全株式を株式会社カイカフィナンシャルホールディングスへ譲渡いたしました。

④ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、経営方針に基づく経営戦略の実践において、株主の皆様のご期待にお応えし、友好かつ継続的な関係を維持していただくためには、健全な財務体質強化と持続的な成長拡大が必要であると認識しております。

そのため、下記の対処すべき課題を掲げ、その対応に取り組んでまいります。

① コンテンツ制作体制の増強・整備と品質管理体制の強化

当社グループは、既存事業の中核である情報サービス事業におけるコンテンツの品質を高めるため、オペレーションの最適化を進めております。

主力事業である情報サービス事業において、コンテンツ制作の多極化に取り組み、より専門化、より多様化する商品を開発するため、持続的なアナリスト教育とスタッフ個々のレベルアップに取り組むと同時に、客員アナリスト等の外部アナリストによるコンテンツ制作等もより積極的に取り組み、安定的な収益確保に努めます。企業IR支援サービス分野では、統合レポート、アニュアル・レポート、ESGレポート、及び英文翻訳業務の拡大と、スポンサー型アナリストレポート(企業調査レポート)を起点とした、企業の非財務情報を適時配信するソリューション提供サービス、企業のIRに関する課題をワンストップで解決できる体制構築を目指します。

② 販売・マーケティング体制の強化

当社ブランドの強みを生かし、IRコミュニケーション・サービスの需要を引き続き取り込むべく、IRコンサルティング事業本部を中核に営業活動を展開しております。投資教育、暗号資産など個人投資家の関心が高い分野及び機関投資家向けのアナリストレポートの販売など、様々なニーズに即応するサービスの開発提供に取り組んでまいります。

③ ウェブサイト及びスマートフォンアプリ運営の拡充

無料スマートフォンアプリ『株・企業報』、『暗号資産ナビ』及びウェブ版『FISCO』並びに有料課金サイト「クラブフィスコ」においては、定性情報とともに定量情報を横断的に提供しておりますが、特に個別銘柄及び個別資産に関してのデータベースの構築、インターフェイス改良及びデータ処理速度の向上、システムトラブルの対応等に経営資源を継続的・計画的に投下してまいります。

④ システムの強化、バックアップシステムの拡充

コンテンツ供給の多様化、個人顧客をはじめとする供給先の増加、社内情報ネットワークの複雑化、今日的にますます重要となったコンプライアンス上の要請などにより、安全な社内インフラをはじめとするシステムの強化と災害等に対応したバックアップ体制の強化を図っております。今後もこのような内外の体制を厳格に維持する必要があるため重点的に資本投下を継続してまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社の業務運営の効率化や、上場会社及び金融商品取引業者としての法令遵守、リスク管理、IR充実のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。今後も業務運営上のリスクを把握してリスク管理を適切に行える体制整備に努め、財務報告に係る内部統制システムの整備をはじめとして、コンプライアンス体制を強化するとともに、コーポレート・ガバナンス機能の充実等により、企業としての自浄作用が有効に機能するよう図っていく方針であります。

⑥ 暗号資産・ブロックチェーン事業の拡充、安定化

自社発行の暗号資産フィスコイン（FSCC）の認知度向上を図りつつ、暗号資産分野における新規ビジネスの創造、FSCCの価値向上を通じて、当社の企業価値の向上を目指しています。

これらの取り組みを進めるため、当社グループは、投資支援サービスを提供するプロフェッショナル集団として、役員・従業員一同が心を合わせて歩んでまいります。株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

セグメントの名称	事業内容	担当企業
情報サービス 事業	法人並びに個人向けの企業情報、金融情報及び暗号資産情報の提供 リアルタイム配信、インターネット配信 アウトソーシング スポンサー型アナリストレポート（企業調査レポート） アニュアルレポート等のIR制作物 クラブフィスコ、フィスコAI スマートフォンアプリ及びPCブラウザ版 『株・企業報』『暗号資産ナビ』 『就活・企業報』	(株)フィスコ
広告代理業	広告代理業務 広告出版物の企画、編集、制作並びに発行	(株)フィスコ
暗号資産・ ブロックチェーン 事業	暗号資産交換業、暗号資産投資業 ブロックチェーン事業	(株)フィスコ・コンサル ティング
その他	資本政策、財務戦略、事業戦略、リクルート支援 業務等の各種コンサルティング業務 ファンドの組成及び管理業務	(株)フィスコ

(6) 主要な営業所 (2021年12月31日現在)

当 社	本社：東京都港区 (登記上の本店：大阪府堺市)
-----	----------------------------

(7) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

① 当社グループの使用人数

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
情報サービス事業	23名 (13名)	14名減 (-)
広告代理業	1名 (-)	- (-)
暗号資産・ ブロックチェーン事業	- (-)	- (1名減)
全社 (共通)	8名 (2名)	1名増 (1名減)
合計	32名 (15名)	13名減 (2名減)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、契約社員及び臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。) については、最近1年間の平均人員を () 外数で記載しております。
2. 使用人数が前期末と比べて減少した理由は、転籍者の受入の際の雇用形態の変更によるものが主なものとなります。

② 当社の使用人数

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
32名 (15名)	13名減 (2名減)	45.4歳	4.6年

- (注) 使用人数は就業員数であり、契約社員及び臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。) については、最近1年間の平均人員を () 外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	51,686千円
さわやか信用金庫	23,824千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 45,776,722株
- (3) 株主数 15,028名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
シークエッジ インベストメント インターナショナル リミテッド	13,900,000株	30.43%
株式会社ネクスグループ	6,332,400株	13.86%
株式会社CAICA DIGITAL	994,500株	2.18%
株式会社サンジ・インターナショナル	788,000株	1.72%
株式会社クシム	679,500株	1.49%
THOMSON REUTERS (MARKETS) SA	550,000株	1.20%
中埜 昌美	500,000株	1.09%
内木 真哉	370,500株	0.81%
須長 憲一	340,000株	0.74%
荒川 忠秀	318,000株	0.70%

- (注) 1. 持株比率は自己株式（91,701株）を控除して計算しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
(2021年12月31日現在)

		2012年 第3回新株予約権	2018年 第5回新株予約権		
発行決議日		2012年8月6日	2018年1月15日		
新株予約権の数		310個	795個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 155,000株 (新株予約権1個につき500株)	普通株式 79,500株 (新株予約権1個につき100株)		
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 27,000円 (1株当たり 54円)	新株予約権1個当たり 40,500円 (1株当たり 405円)		
権利行使期間		2014年8月7日から 2022年8月6日まで	2020年1月16日から 2023年1月15日まで		
行使の条件		(注) 1	(注) 2		
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役 役を除く)	新株予約権の数	263個	新株予約権の数	470個
		目的となる株式数	131,500株	目的となる株式数	47,000株
		保有者数	2人	保有者数	5人
	社外取締役	新株予約権の数	一個	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株	目的となる株式数	一株
		保有者数	0人	保有者数	0人
	監査役	新株予約権の数	一個	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株	目的となる株式数	一株
		保有者数	0人	保有者数	0人

(注) 1. 新株予約権者のうち、当社及び当社関係会社の取締役及び従業員は、新株予約権行使時においても当社又は当社関係会社の役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了又は定年退職による場合及び当社取締役会が特例として認めた場合を除く。

(注) 2. 新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役職員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が特例として認めた場合を除く。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2021年12月31日現在)

氏名	会社における地位	当社における担当及び重要な兼職の状況
狩野 仁志	代表取締役社長	IRコンサルティング事業本部長 ㈱フィスコ経済研究所取締役 イー・旅ネット・ドット・コム㈱取締役 ㈱グロリアツアーズ取締役
中村 孝也	取締役	情報配信サービス事業本部長兼情報配信部長 ㈱カイカキャピタル取締役 ㈱フィスコ経済研究所代表取締役 ㈱フィスコ・コンサルティング取締役 ㈱FISCO Decentralized Application Platform取締役
松崎 祐之	取締役	管理本部長 ㈱カイカファイナンス取締役 ㈱シヤンテイ監査役(注)5 ㈱フィスコ・コンサルティング取締役 ㈱フィスコ経済研究所監査役 イー・旅ネット・ドット・コム㈱監査役 ㈱ウェブトラベル監査役 ㈱グロリアツアーズ監査役 ㈱ファセツタズム監査役 ㈱カイカエクステンジホールディングス取締役 ㈱カイカキャピタル代表取締役 ㈱レジストアート監査役 ㈱ネクスファームホールディングス監査役 ㈱ネクスプレミアムグループ監査役
深見 修	取締役	経営戦略本部長 ㈱ネクスグループ取締役 ㈱ネクス取締役 ㈱チチカカ・キャピタル取締役 ㈱チチカカ取締役 イー・旅ネット・ドット・コム㈱取締役 ㈱グロリアツアーズ取締役 ㈱シーズメン取締役 ㈱ネクスプレミアムグループ取締役 ㈱ネクスファームホールディングス取締役 ㈱カイカエクステンジ取締役 ㈱CAICA テクノロジーズ取締役 ㈱CAICA デジタルパートナーズ取締役 ㈱カイカフィナンシャルホールディングス取締役 ㈱カイカエクステンジホールディングス取締役

氏名	会社における地位	当社における担当及び重要な兼職の状況
佐藤元紀	取締役	法人営業本部長兼アドバイザー事業部長 ㈱フィスコ・コンサルティング代表取締役 ㈱ケア・ダイナミクス取締役 ㈱CAICA DIGITAL取締役 ㈱クシム取締役
中川博貴	取締役	㈱クシム代表取締役 ㈱クシムソフト代表取締役社長 ㈱クシムインサイト代表取締役社長 ㈱イーフロンティア取締役 ㈱カイカエクスチェンジホールディングス取締役 ㈱フィスコ経済研究所取締役 ㈱ケア・ダイナミクス代表取締役社長 ㈱CAICA DIGITAL取締役
木呂子義之	取締役	弁護士 BizMobile㈱監査役 トライオン㈱監査役 ㈱クリエイティヴ・リンク監査役 ㈱デュアルタップ社外取締役〔監査等委員〕 Personal Capital㈱取締役 BraveRobotics㈱取締役 ATK Partners㈱代表取締役 ブエオ㈱取締役
望月真克	常勤監査役	㈱クシム社外取締役〔監査等委員〕 ㈱カイカエクスチェンジ監査役 ㈱フィスコ・コンサルティング監査役 ㈱クシムインサイト監査役
加治佐敦智	監査役	税理士 加治佐会計事務所所長 ㈱SKアカウンティングエージェンシー代表取締役
森花立夫	監査役	税理士 森花立夫税理士事務所所長 ㈱キャピタルプランニング代表取締役

- (注) 1. 取締役 木呂子 義之氏は社外取締役であります。
2. 監査役望月 真克氏及び 加治佐 敦智氏並びに森花 立夫氏は社外監査役であります。
3. 当社は社外取締役の木呂子 義之氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 加治佐 敦智氏及び森花 立夫氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. ㈱シヤンテイは、2021年12月16日の株主総会決議により解散し、清算手続中であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

① 取締役の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、2021年3月15日開催の取締役会決議により以下のとおり定めております。

なお、当社取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が以下の決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬については、中長期的な企業価値及び株主価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とし、各取締役の役割と責務を踏まえ、適正な報酬水準となるような報酬体系とします。

2. 役員報酬等の内容

当社の取締役に対する報酬は基本報酬及び賞与、株式報酬型ストック・オプションで構成するものとします。また、基本報酬、賞与の総額及び株式報酬型ストック・オプションの総額は株主総会にて決定した総額の限度内とします。

基本報酬は、月次で支給するものとし、他社水準を参考として、業績、役割や責務を勘案して取締役会で決定するものとします。役員賞与は、会社の経営状況に合わせ報酬限度額の範囲内において行い、賞与の配分は、取締役会の協議で決定するものとします。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容

個人別の基本報酬額については取締役会決議に基づき、代表取締役社長狩野仁志がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び賞与の評価配分とします。当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うにあたっては代表取締役社長が最も適しているため、狩野氏に個人別の報酬額の決定権限を委任しております。株式報酬型ストック・オプションは、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議するものとします。

② 当該事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	対象役員数 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等
取 締 役 (うち社外取締役分)	7 (1)	46 (1)	46 (1)	—	—
監 査 役 (うち社外監査役分)	3 (3)	6 (6)	6 (6)	—	—
合 計 (うち社外役員分)	10 (4)	53 (8)	53 (8)	—	—

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2013年3月28日開催の第19回定時株主総会において年額200百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内）と決議いただいております。ただし、報酬限度額には、使用人分給与は含まれておりません。当該決議に係る取締役の員数は7名（社外取締役1名）であります。
- また別枠で、2021年3月30日開催の第27回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額100百万円（うち社外取締役は15百万円）以内と決議いただいております。当該決議に係る取締役の員数は7名（社外取締役1名）であります。
3. 監査役の報酬限度額は、2013年3月28日開催の第19回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該決議に係る取締役の員数は5名であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社における全ての取締役、監査役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により保険会社が補填するものです。ただし、法令違反であることを被保険者が認識して行った行為に起因して生じた損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 木呂子 義之氏は、株式会社デュアルトップの社外取締役〔監査等委員〕であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役 望月 真克氏は、株式会社クシムの社外取締役〔監査等委員〕であります。当社と兼職先との間では業務提携を行っております。
- ・監査役 加治佐 敦智氏は、加治佐会計事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役 森花 立夫氏は、森花立夫税理士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 木呂子 義之	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。事業内容に関する事項、内部統制及びコンプライアンスに関する事項の他、財務諸表及び会計に関する事項に対して質問や意見を述べました。主に事業運営やグループ企業経営の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 望月 真克	当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会12回全てに出席いたしました。規程類整備等の社内管理体制のほか、財務諸表及び会計に関する事項に対して質問や意見を述べました。長年の社会福祉法人の管理部門における豊富な経験から、内部統制及びコンプライアンスの強化等に関し助言・提言を行っております。
監査役 加治佐 敦智	当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会12回全てに出席いたしました。税理士としての専門的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 森花 立夫	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に、監査役会は12回のうち11回に出席いたしました。税理士としての専門的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項及び定款第32条第2項に基づく責任限定契約を締結しております。また、当社と各監査役は、会社法第427条第1項及び定款第43条第2項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金10万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

UHY東京監査法人

(2) 当事業年度における会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社の持分法適用関連会社であった株式会社カイカエクスチェンジホールディングスの連結子会社である株式会社カイカエクスチェンジは、UHY東京監査法人に対して、資金決済に関する法律第63条の11第2項の規定に基づく、同条第1項の規定による暗号資産交換業者の分別管理の状況について会社との間で合意された手続業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は定款第48条において、「当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる」旨定めており、UHY東京監査法人との監査契約書に責任限定の条項を配しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2015年5月14日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」の一部改定を決議いたしました。改正後の内容は、次のとおりであります。

- (1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 「フィスコ・グループ企業行動憲章」を確立し、当社グループの役職員に対して、法令及び定款等遵守の周知徹底を図る。
 - ② コンプライアンス委員会により、当社グループの運用状況と問題点を把握し、その結果を取締役に報告する。
 - ③ 当社グループの役職員の社内教育及び指導の徹底を図り、定期的にその実施状況を取締役に報告する。
 - ④ 当社及び当社子会社に「内部通報」に関する規程を設け、法令又は定款等に抵触する行為の早期発見と解消、改善に努める。
 - ⑤ 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、取締役会において迅速に状況を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応していく。
 - ⑥ 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
 - ⑦ 反社会的勢力及び団体を断固として排除・遮断することとし、反社会的勢力及び団体による不当要求がなされた場合には、管理本部を対応部門とし、警察等の外部専門機関と緊密に連携をもちながら対応していく。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制
 - ① 役職員の職務執行に係る情報については文書管理規程に従って、適切に作成、保存又は廃棄される。
 - ② 保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて文書管理規程に規定された期間とする。
 - ③ 取締役及び監査役はいつでもこれら保存された文書を閲覧し得るものとする。
- (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループの様々なリスクを一元的に把握・管理を行うため、リスクの洗い出し、予防、有事発生時における対応を行うため「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会を設置し、リスク管理を効果的かつ効率的に実施する。
- (4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社グループは、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、事業年度毎の予算を策定して、その目標達成に向けた具体的計画を立案・実行する。
 - ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、当社及び当社子会社は、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - ③ 取締役会の決定に基づく職務執行に関する権限及び責任については、社内規程及び規則において明文化し業務を効率的に遂行する。

- (5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社の取締役が子会社の取締役を兼務させ、関係会社管理規程その他関連規程に基づき、当該兼務者から子会社の職務執行及び事業状況の報告内容を当社に報告させる。
 - ② 当社及び子会社のコンプライアンス体制の構築を図り、当社及び子会社において、役職員に対するコンプライアンス教育、研修を継続的に実施する。
 - ③ 当社及び子会社の業務執行は、各社における社内規程に従って実施し、社内規程については随時見直しを行う。
 - ④ 当社及び子会社それぞれにリスク管理担当者を設け、各社連携して情報共有を行う。
 - ⑤ 当社内部監査室は、当社及び子会社の業務全般に関する監査を実施し、検証及び助言等を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社はこれに対応し、監査役の同意を得て、当該使用人を選定し、使用人は監査役の指揮命令に服し、職務を遂行する。また、当該使用人の人事については、監査役会と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定するものとし、取締役会からの独立性を確保する。
- (7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社及び子会社の役職員は、当社グループに著しい損害を及ぼす影響のおそれのある事実その他事業運営上の重要事項を適時、監査役又は内部通報窓口へ報告する。
 - ② 監査役及び内部通報窓口に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしてはならない。
 - ③ 内部通報窓口の担当者は、内部通報窓口になされた全ての報告を監査役に報告する。
- (8) その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は監査が実効的に行われることを確保するため、代表取締役、取締役その他経営の重要な執行を担う者との意見交換を定期的に行う。また、その機会を確保するように代表取締役はその体制を整備する。
 - ② 監査役と会計監査人との情報交換の機会を確保する。
 - ③ 社外監査役に法律、会計等の専門家を起用できる体制を確保するとともに、監査役が外部の弁護士、公認会計士に直接相談する機会を確保することができる。
 - ④ 監査役から所要の費用の請求を受けたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記の内部統制システムに基づき、第28期事業年度において適切な運用を行っております。主な運用状況については以下のとおりです。

(1) 取締役の職務執行について

当事業年度において、取締役会を13回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

(2) 監査役の職務遂行について

監査役は当事業年度において監査役会を12回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

(3) 内部監査の実施について

重要な業務プロセスの確認、リスク度が高い業務の確認等に関して、期初に内部監査計画を策定し、各部門に対する業務監査を実施しました。

(4) コンプライアンス・リスク管理について

各部門長及びコンプライアンス部部長をメンバーとしたリスク管理委員会及びコンプライアンス委員会に関しては、毎月1回実施しております。本年度は未開催ですが、コンプライアンス教育の一環として、金融商品取引法における投資助言業務にかかわる従業員を中心とした全従業員を対象に、外部専門家を講師としてお招きし研修を行うこととしております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する安定かつ継続的な利益還元を経営における最重要課題のひとつとして認識しております。そのため、市場環境に順応する柔軟かつ強固な経営基盤を確立し、既存事業の拡充とともに内部留保による資源をもとに成長分野への参入を進め、収益性を高めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり3.0円とさせていただきます。予定です。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社は、「最良の投資支援サービスを提供するプロフェッショナル集団」として今後も持続的に企業価値を向上させていくためには、当社のすべての役職員が、高いプロフェッショナル意識を持ち続けることが必要と考えております。そしてこの高い意識こそ、株主の皆様をはじめ利害関係者との信頼関係を維持できる何よりのものと認識しております。

当社は、東京証券取引所JASDAQ市場に上場していることから、支配を目的とした大量買付けを受ける可能性は否定できません。しかしながら、公開企業としては、たとえ支配権が移転することになっても、個々の役職員が高いプロフェッショナル意識を持ち続け、更なる研鑽に励むことができ得れば、それが企業価値を高め、株主利益につながるものであると考えます。

そこで、そのようなときに株主の皆様はその買付けの是非をご判断いただけるように、つねに当社株式の取引状況を注視して、買付け先の属性を把握し、買付け目的の真意を明確にできるような情報収集に努めてまいります。

当社は、大株主との関係が良好であり、いまのところ敵対的買収に対しての具体的な取り組みは行っておりませんが、内外の判例やケーススタディ、関連法令など最新情報の収集を重ね、株主の皆様利益を守るための迅速な経営判断ができるように準備をしております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,439,603	流 動 負 債	229,435
現金及び預金	332,661	買 掛 金	20,844
売 掛 金	264,689	短 期 借 入 金	59,686
仕 掛 品	6,916	1年内返済予定の	
暗号資産	800,031	長期借入金	13,008
前払費用	5,725	前 受 金	27,064
預 け 金	17,692	未払法人税等	4,200
その他	11,886	未 払 金	74,262
固 定 資 産	3,944,050	そ の 他	30,369
有 形 固 定 資 産	58,519	固 定 負 債	1,529,337
建物及び構築物	446	長期借入金	10,816
器具及び備品	58,072	繰延税金負債	1,500,503
無 形 固 定 資 産	102,466	退職給付に係る負債	1,197
の れ ん	44,304	長 期 未 払 金	16,820
ソフトウェア	56,179	負 債 合 計	1,758,772
その他	1,983	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	3,783,064	株 主 資 本	5,158,229
投資有価証券	3,694,169	資 本 金	100,000
差入保証金	21,760	資 本 剰 余 金	1,651,855
長期貸付金	51,923	利 益 剰 余 金	3,416,725
長期未収入金	6,942	自 己 株 式	△10,351
その他	15,315	その他の包括利益累計額	△1,543,319
貸倒引当金	△7,047	その他有価証券評価差額金	△1,543,319
資 産 合 計	5,383,653	新 株 予 約 権	9,970
		純 資 産 合 計	3,624,880
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,383,653

連 結 損 益 計 算 書

（ 自 2021年1月1日 ）
（ 至 2021年12月31日 ）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		1,156,875
売 上 原 価		414,615
売 上 総 利 益		742,259
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		611,312
営 業 利 益		130,947
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,697	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	29,187	
暗 号 資 産 売 却 益	100,485	
そ の 他	4,371	135,742
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,508	
為 替 差 損	84	
支 払 手 数 料	7,956	
暗 号 資 産 評 価 損	3,941	
そ の 他	12,711	27,201
経 常 利 益		239,488
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	23	
関 係 会 社 株 式 交 換 益	4,853,171	
新 株 予 約 権 戻 入 益	15,552	
持 分 変 動 利 益	592,352	5,461,099
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	349,618	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	7,300	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	1,007	357,926
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		5,342,661
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,458	
法 人 税 等 調 整 額	1,536,608	1,541,067
当 期 純 利 益		3,801,594
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3,801,594

連結株主資本等変動計算書

（自 2021年1月1日）
（至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	100,000	1,651,855	△247,823	△10,351	1,493,679
当期変動額					
剰余金の配当			△137,055		△137,055
親会社株主に帰属する当期純利益			3,801,594		3,801,594
連結範囲の変動			9		9
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度 変動額合計	—	—	3,664,549	—	3,664,549
当連結会計年度末残高	100,000	1,651,855	3,416,725	△10,351	5,158,229

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△221,296	△221,296	25,522	1,297,906
当期変動額				
剰余金の配当				△137,055
親会社株主に帰属する当期純利益				3,801,594
連結範囲の変動				9
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△1,322,022	△1,322,022	△15,552	△1,337,574
当連結会計年度 変動額合計	△1,322,022	△1,322,022	△15,552	2,326,974
当連結会計年度末残高	△1,543,319	△1,543,319	9,970	3,624,880

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	751,594	流 動 負 債	228,077
現金及び預金	314,076	買掛金	20,183
売掛金	264,194	短期借入金	59,686
前払費用	5,725	1年内返済予定の	
仕掛品	6,916	長期借入金	13,008
関係会社未収利息	83,349	前受金	27,064
暗号資産	53,788	未払法人税等	3,780
その他	23,543	未払金	74,095
固 定 資 産	4,630,701	預り金	6,217
有形固定資産	58,519	その他	24,042
建物及び構築物	446	固 定 負 債	1,529,337
器具及び備品	58,072	長期借入金	10,816
無形固定資産	102,466	退職給付引当金	1,197
のれん	44,304	繰延税金負債	1,500,503
ソフトウェア	56,179	その他	16,820
その他	1,983	負 債 合 計	1,757,414
投資その他の資産	4,469,715	純 資 産 の 部	
投資有価証券	3,657,100	株 主 資 本	5,158,229
長期貸付金	50,923	資 本 金	100,000
関係会社株式	37,069	資 本 剰 余 金	1,502,351
関係会社長期貸付金	1,721,000	資 本 準 備 金	699,991
差入保証金	21,760	その他資本剰余金	802,359
その他	22,257	利 益 剰 余 金	3,566,230
貸倒引当金	△1,040,395	利 益 準 備 金	2,284
資 産 合 計	5,382,295	その他利益剰余金	3,563,945
		繰越利益剰余金	3,563,945
		自 己 株 式	△10,351
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△1,543,319
		その他有価証券評価	△1,543,319
		差 額	
		新 株 予 約 権	9,970
		純 資 産 合 計	3,624,880
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,382,295

損 益 計 算 書

（ 自 2021年1月1日 ）
（ 至 2021年12月31日 ）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		1,230,638
売 上 原 価		412,027
売 上 総 利 益		818,610
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		608,323
営 業 利 益		210,287
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	36,060	
暗 号 資 産 売 却 益	100,485	
そ の 他	4,174	140,719
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,016	
支 払 手 数 料	7,956	
暗 号 資 産 評 価 損	3,941	
そ の 他	12,824	28,738
経 常 利 益		322,268
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	13,000	
関 係 会 社 株 式 交 換 益	4,651,745	
新 株 子 約 権 戻 入 益	15,552	4,680,297
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	7,300	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	23,266	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	303,274	333,840
税 引 前 当 期 純 利 益		4,668,725
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,769	
法 人 税 等 調 整 額	1,536,608	1,540,378
当 期 純 利 益		3,128,346

株主資本等変動計算書

（自 2021年1月1日）
（至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金合計
当期首残高	100,000	699,991	802,359	1,502,351	2,284	572,654	574,938
当期変動額							
剰余金の配当						△137,055	△137,055
当期純利益						3,128,346	3,128,346
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	2,991,291	2,991,291
当期末残高	100,000	699,991	802,359	1,502,351	2,284	3,563,945	3,566,230

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	△10,351	2,166,937	△221,296	△221,296	25,522	1,971,164
当期変動額						
剰余金の配当		△137,055				△137,055
当期純利益		3,128,346				3,128,346
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△1,322,022	△1,322,022	△15,552	△1,337,574
当期変動額合計	—	2,991,291	△1,322,022	△1,322,022	△15,552	1,653,716
当期末残高	△10,351	5,158,229	△1,543,319	△1,543,319	9,970	3,624,880

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月25日

株式会社フィスコ
取締役会 御中

UHY東京監査法人
東京都品川区
指定社員 公認会計士 谷田 修一
業務執行社員
指定社員 公認会計士 鹿目 達也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フィスコの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フィスコ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 追加情報に記載されているとおり、2021年8月31日にCAICA DIGITALが行った株式交付の効力が発生したことに伴い、当社グループの保有するカイカエクスチェンジホールディングス株式の全株が譲渡され、CAICA DIGITAL株式が交付されている。
 2. 追加情報に記載されているとおり、持分法適用関連会社及びその子会社の決算期変更により、当該持分法適用関連会社及びその子会社の当連結会計年度は9ヶ月決算となっており、持分法の適用は第1四半期、第3四半期での連結計算書類に反映されている。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月25日

株式会社フィスコ
取締役会 御中

UHY東京監査法人
東京都品川区
指 定 社 員 公認会計士 谷田 修一
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 鹿目 達也
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フィスコの2021年1月1日から2021年12月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、2021年8月31日にCAICA DIGITALが行った株式交付の効力が発生したことに伴い、当社グループの保有するカイカエクスチェンジホールディングス株式の全株が譲渡され、CAICA DIGITAL株式が交付されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第28期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月28日

株式会社フィスコ 監査役会
常勤監査役 望月真克
(社外監査役)
社外監査役 加治佐敦智
社外監査役 森花立夫

以上

株主総会参考書類

第1号議案 資本金の額の減少の件

当社の経営戦略の一環として最適な資本政策をとり、柔軟性及び機動性を確保しつつ、企業価値向上への投資と、株主還元に資する利益の最大化を図るため、会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額の減少を行うものであります。なお、本件による発行済株式総数及び純資産額に変更はなく、株主の皆様のご所有株式数や1株当たり純資産額に影響はありません。

資本金の額の減少の内容

会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の一部を減少させ、その他資本剰余金に減少する額の全額を振り替えるものであります。

(1) 減少する資本金の額

資本金100,000,000円のうち90,000,000円を減少して10,000,000円といたします。

(2) 資本金の減少が効力を生ずる日

2022年5月1日を予定しております。

(3) 資本金の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、資本金のみ減少いたします。

第2号議案 剰余金の処分の件

当社は、長期的かつ総合的な利益の拡大を重要な経営目標に、収益性と安定性を追求し、安定した利益配当とともに将来の事業展開に備えた内部留保の拡充に努力することを配当政策の基本方針としており、2021年12月期の業績及びキャッシュ・フローの動向、また資本効率化の観点から総合的に勘案し、第28期の期末配当につきましては、繰越利益剰余金を原資として、以下のとおり配当したいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき、普通配当3円といたしたいと存じます。
なお、この場合に配当総額は、137,055,063円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2022年3月31日といたしたいと存じます。

第3号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 事業目的に記載する名称変更の件

当社の定款第2条（目的）に記載される仮想通貨の名称について、資金決済に関する法律及び金融商品取引法などの複数の法律にまたがる改正に伴い、仮想通貨の名称が暗号資産に変更されたことにより、2022年3月30日をもって、所要の変更を行うものであります。

(2) 招集通知の電子提供

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～13. (条文省略) 14. 仮想通貨の投融資、運用 15. 仮想通貨に関する研究、調査、及びそれらの情報提供、コンサルティング 16. 仮想通貨の取引所運営 17. 仮想通貨を利用した金融派生商品の開発・運用 18. 仮想通貨の取引所運営に関するシステムの販売及びコンサルティング 19.～44. (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～13. (現行どおり) 14. 暗号資産の投融資、運用 15. 暗号資産に関する研究、調査、及びそれらの情報提供、コンサルティング 16. 暗号資産の取引所運営 17. 暗号資産を利用した金融派生商品の開発・運用 18. 暗号資産の取引所運営に関するシステムの販売及びコンサルティング 19.～44. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等) <u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>附則</u></p> <p><u>1. 変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第4号議案 取締役6名選任の件

取締役 狩野 仁志、中村 孝也、松崎 祐之、深見 修、佐藤 元紀、中川 博貴、木呂子 義之の7氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
1	かの う ひと し 狩 野 仁 志 (1959年5月27日生)	1982年4月 安田信託銀行株式会社(現 みずほ信託銀行株式会社) 入行 1993年2月 Bayerische Landesbank 東京支店入行 2004年9月 ABN AMRO銀行東京支店入行 2005年11月 株式会社東京スター銀行入行 2010年3月 当社代表取締役社長(現任) 2011年10月 イー・旅ネット・ドット・コム株式会 社取締役(現任) 2012年9月 株式会社ダイヤモンドエージェンシー (現 当社) 取締役 2013年5月 株式会社バーサタイル取締役 2014年8月 当社法人営業本部長 2016年9月 当社アドバイザー・事業部長 2016年10月 株式会社グロリアツアーズ取締役(現 任) 2017年5月 株式会社フィスコ経済研究所取締役 (現任) 2018年2月 e フラント証券株式会社(現 カイカ 証券株式会社) 取締役 2021年10月 当社IRコンサルティング事業本部長 (現任)	214,322株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	なかむらたかや 中村孝也 (1974年9月5日生)	1998年4月 日興証券株式会社(現 SMBC日興証券株式会社)入社 2000年1月 当社入社 2006年1月 株式会社カブ知恵取締役 2007年4月 当社再入社 2012年3月 当社取締役(現任) 2012年9月 株式会社ダイヤモンドエージェンシー(現 当社)取締役 2013年5月 株式会社バーサタイル監査役 2014年8月 当社情報配信サービス事業本部長 2017年3月 株式会社フィスコ・キャピタル(現 株式会社カイカファイナンス)取締役 2017年9月 株式会社フィスコ経済研究所代表取締役(現任) 2017年10月 株式会社フィスコデジタルアセットグループ(現 株式会社カイカエクステンジホールディングス)取締役 2018年2月 eワラント証券株式会社(現 カイカ証券株式会社)取締役 2018年10月 情報配信サービス事業本部長兼情報配信部長(現任) 2018年12月 株式会社サンダーキャピタル(現 株式会社カイカキャピタル)取締役(現任) 2019年12月 株式会社ヴァルカン・クリプト・カレンダー・フィナンシャル・プロダクツ(現 株式会社フィスコ・コンサルティング)取締役(現任) 2020年10月 株式会社FISCO Decentralized Application Platform取締役(現任)	219,500株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
3	まつ ざき ひろ ゆき 松 崎 祐 之 (1976年2月25日生)	2012年3月 イー・旅ネット・ドット・コム株式会 社監査役 (現任) 2012年5月 株式会社フィスコ・キャピタル (現 株式会社カイカファイナンス) 取締役 (現任) 2012年9月 株式会社ダイヤモンドエージェンシー (現 当社) 監査役 2014年8月 当社取締役就任 管理本部長 (現任) 2014年12月 株式会社シヤンテイ監査役 (現任) 2015年10月 株式会社サンダーキャピタル (現 株 株式会社カイカキャピタル) 代表取締役 (現任) 2016年2月 株式会社ウェブトラベル監査役 (現任) 2016年10月 株式会社グロリアツアーズ監査役 (現 任) 2017年4月 株式会社レジストアート監査役 (現任) 2017年5月 株式会社ファセッタズム監査役 (現任) 2017年9月 株式会社Crypto Currency Fund Management (現 株式会社FISCO Decentralized Application Platform) 代表取締役 株式会社フィスコ経済研究所監査役 (現任) 2017年10月 株式会社フィスコデジタルアセットグ ループ (現 株式会社カイカエクステ ンジホールディングス) 取締役 (現 任) 2017年11月 株式会社ヴァルカン・クリプト・カレ ンシー・フィナンシャル・プロダクツ (現 株式会社フィスコ・コンサルティ ング) 取締役 (現任) 2018年2月 株式会社ネクス・ソリューションズ取 締役 2018年11月 株式会社ネクスプレミアムグループ監 査役 (現任) 株式会社ネクスファームホールディ ングス監査役 (現任)	一株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、8.5担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
4	みか み おさむ 深 見 修 (1972年3月17日生)	2011年3月 当社経営戦略本部長 (現任) 2012年10月 株式会社ネクス (現 株式会社ネクスグループ) 取締役 (現任) 2013年3月 当社取締役 (現任) 2013年12月 株式会社ネクス・ソリューションズ取締役 2014年11月 イー・旅ネット・ドット・コム株式会社代表取締役社長 2015年2月 イー・旅ネット・ドット・コム株式会社取締役 (現任) 2015年4月 株式会社ネクス取締役 (現任) 2016年2月 株式会社シャンテイ取締役 2016年3月 株式会社フィスコダイヤモンドエージェンシー (現 当社) 取締役 2016年3月 株式会社フィスコIR (現 当社) 取締役 2016年3月 株式会社バーサタイル取締役 2016年7月 株式会社イーフロンティア取締役 2016年8月 株式会社チチカカ (現 株式会社チチカカ・キャピタル) 取締役 (現任) 2016年10月 株式会社グロリアツアーズ取締役 (現任) 2017年5月 株式会社シーズメン取締役 (現任) 2017年6月 株式会社テリロジー取締役 2018年7月 ㈱ネクスレーシング代表取締役 (現任) 2018年11月 株式会社ネクスプレミアムグループ取締役 (現任) 株式会社ネクスファームホールディングス取締役 (現任) 2019年4月 ㈱チチカカ取締役 (現任) 2019年8月 株式会社フィスコ仮想通貨取引所 (現 株式会社カイカエクスチェンジ) 取締役 (現任) 2021年1月 株式会社CAICA テクノロジーズ取締役 (現任) 2021年1月 株式会社CAICA デジタルパートナーズ取締役 (現任) 2021年11月 株式会社カイカフィナンシャルホールディングス取締役 (現任) 2021年12月 株式会社カイカエクスチェンジホールディングス取締役 (現任) 2022年1月 カイカ証券株式会社取締役 (現任)	一株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
5	さとうもと き 佐藤元紀 (1973年5月4日生)	2012年9月 株式会社ダイヤモンドエージェンシー (現 当社) 取締役 2014年3月 当社取締役 (現任) 2014年5月 Care Online株式会社 (現 株式会社ケ ア・ダイナミクス) 取締役 (現任) 2014年7月 株式会社ジェネラルソリューションズ (現 当社) 代表取締役社長 2014年8月 当社法人営業部長 2014年12月 株式会社シヤンティ取締役 2018年1月 株式会社CAICA DIGITAL取締役 (現任) 2019年3月 アイスタディ株式会社 (現 株式会社 クシム) 取締役 (現任) 2019年7月 当社IRコンサルティング事業本部長 2019年12月 株式会社ヴァルカン・クリプト・カレ ンシー・フィナンシャル・プロダクツ (現 株式会社フィスコ・コンサルティ ング) 代表取締役 (現任) 2020年10月 株式会社PISCO Decentralized Application Platform取締役 2021年10月 当社法人営業本部長兼アドバイザー事業部長 (現任)	一株
6	きろこ よしゆき 木呂子義之 (1966年6月13日生)	1990年4月 株式会社太陽神戸三井銀行 (現 株式 会社三井住友銀行) 入行 2004年10月 弁護士登録 2010年8月 東京御茶の水総合法律事務所 (現職) 2011年9月 BizMobile㈱ 監査役 (現任) 2015年9月 株式会社デュアルタップ社外取締役 2015年11月 トライオン株式会社 監査役 (現任) 2016年3月 株式会社クリエイティヴ・リンク 監 査役 (現任) 2016年9月 株式会社デュアルタップ社外取締役 [監査等委員] (現任) 2017年3月 Personal Capital 株式会社 取締 役 (現任) 2019年3月 当社社外取締役 (現任) 2019年6月 BraveRobotics 株式会社 取締 役 (現 任) 2021年6月 ATK Partners 株式会社 代表取締 役 (現任) 2021年9月 プエオ株式会社 取締役 (現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 木呂子 義之氏は、社外取締役候補者であります。
3. 木呂子 義之氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 木呂子 義之氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する経験が豊富であり、幅広い知見を有していることから、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を發揮していただけるものと判断し、社外取締役の選任をお願いするものであります。なお、同氏は、弁護士としての専門的な知識・経験等から、当社における内部統制及びコンプライアンスの強化等に適任であると考えております。
5. 木呂子 義之氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ており、再任され社外取締役に就任したときは、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 木呂子 義之氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また、過去10年間に当社の特定事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
7. 木呂子 義之氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
8. 木呂子 義之氏は当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
9. 木呂子 義之氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を小計した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
10. 木呂子 義之氏が監査役を務めるBizMobile株式会社、トライオン株式会社及び株式会社クリエイティブ・リンクと当社との間で取引は存在せず、当社が当社の事業上の意思決定に影響を及ぼすことは想定できませんので、同社は当社の主要な取引先に該当せず、今後も特定関係事業者には該当しないものと判断しています。
11. 木呂子 義之氏が社外取締役〔監査等委員〕を務める株式会社デュアルタップと当社との間での取引は存在せず、当社が当社の事業上の意思決定に影響を及ぼすことは想定できませんので、同社は当社の主要な取引先に該当せず、今後も特定関係事業者には該当しないものと判断しています。
12. 木呂子 義之氏が取締役を務めるPersonal Capital株式会社、BraveRobotics株式会社及びブエオ株式会社と当社との間での取引は存在せず、当社が当社の事業上の意思決定に影響を及ぼすことは想定できませんので、同社は当社の主要な取引先に該当せず、今後も特定関係事業者には該当しないものと判断しています。
13. 木呂子 義之氏が代表取締役を務めるATK Partners株式会社と当社との間での取引は存在せず、当社が当社の事業上の意思決定に影響を及ぼすことは想定できませんので、同社は当社の主要な取引先に該当せず、今後も特定関係事業者には該当しないものと判断しています。
14. 木呂子 義之氏は、会社法第427条第1項及び定款第32条第2項に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金10万円と法令の定める最低限度額とのいずれかの高額であります。同氏が再任され、社外取締役に就任したときは、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
15. 当社は保険会社との間で、各候補者が被保険者となる18頁記載の役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、1年毎に契約更新をしており、今回は2022年9月の更新を予定しております。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役 加治佐 敦智氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
かじさ のぶ とし 加治佐 敦 智 (1972年9月28日生)	1999年9月 辰巳勝朗税理士事務所入所 2003年5月 税理士法人春好租税法事務所入所 2006年6月 加治佐会計事務所設立 所長就任(現任) 2014年3月 当社社外監査役(現任) 2017年5月 ㈱SKアカウンティングエージェンシー代表取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 加治佐会計事務所所長 ㈱SKアカウンティングエージェンシー 代表取締役	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 加治佐 敦智氏は、社外監査役候補者であります。
3. 加治佐 敦智氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
4. 加治佐 敦智氏は、税理士としての専門的知見並びに企業会計及び税務に関する豊富な知見を有しており、社外監査役として経営の監視や適切な助言をいただけると判断し、選任をお願いするものであります。
5. 加治佐 敦智氏は、当社と会社法第427条第1項及び定款第43条第2項に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金10万円と法令の定める最低限度額とのいずれかの高額であります。同氏が再選され、社外監査役に就任したときは、当社は同氏との間に上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は保険会社との間で、各候補者が被保険者となる18頁記載の役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、1年毎に契約更新をしており、今回は2022年9月の更新を予定しております。

第6号議案 スtock・オプションとしての新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し、特に有利な条件によりStock・オプションとして新株予約権を割り当てること及び当該新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、本議案は会社法第361条の規定に基づき、当社取締役に対するStock・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容につき、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、現在の当社取締役の員数は7名（うち社外取締役は1名）であり、第4号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり可決されますと、取締役の人数は、6名（うち社外取締役1名）となります。

1. 当社及び当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の従業員に対し特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上や企業価値増大に対する意欲や士気を高めるためのインセンティブを与えることを目的としております。

2. 当社の取締役に対する報酬等の額

当社取締役に対して割り当てるStock・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として年額100百万円（うち社外取締役は15百万円）を上限として設ける旨の承認をお願いするものであります。

Stock・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容は、会社業績並びに当社及び当社子会社における業務執行の状況・貢献度等を基準として決定しております。

当社は、新株予約権が当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として割り当てられるStock・オプションであることから、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

なお、当社の取締役の報酬等の額は、2013年3月28日開催の第19回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とする旨ご承認いただいておりますが、当該報酬額とは別枠で設定するものであります。なお、この取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の総数

3,000個を上限とし、このうち、当社の取締役割り当てる新株予約権の数の上限は1,500個（うち社外取締役分は100個）とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式300,000株を株式数の上限とし、このうち150,000株（うち社外取締役分は10,000株）を、当社取締役割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、各新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は当社普通株式100株とする。

また、当社が、本総会の決議の日（以下「決議日」という）後、当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

さらに、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付を受けることのできる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、取締役会の定めるところにより新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値と割当日の前日の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

(5) 新株予約権の行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から、当該取締役会決議の日後5年を経過する日まで。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が特例として認めた場合を除く。

(7) 新株予約権の取得条項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

- ② 新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額の50%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ③ 新株予約権者が、上記（6）に定める条件に該当しなくなった場合には、当社は、当社の取締役会の決議により別途定める日において、当該新株予約権者が保有する新株予約権の全てを無償で取得することができる。
- (8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (10) 端数がある場合の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (11) その他
その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される当社取締役会の決議において定める。

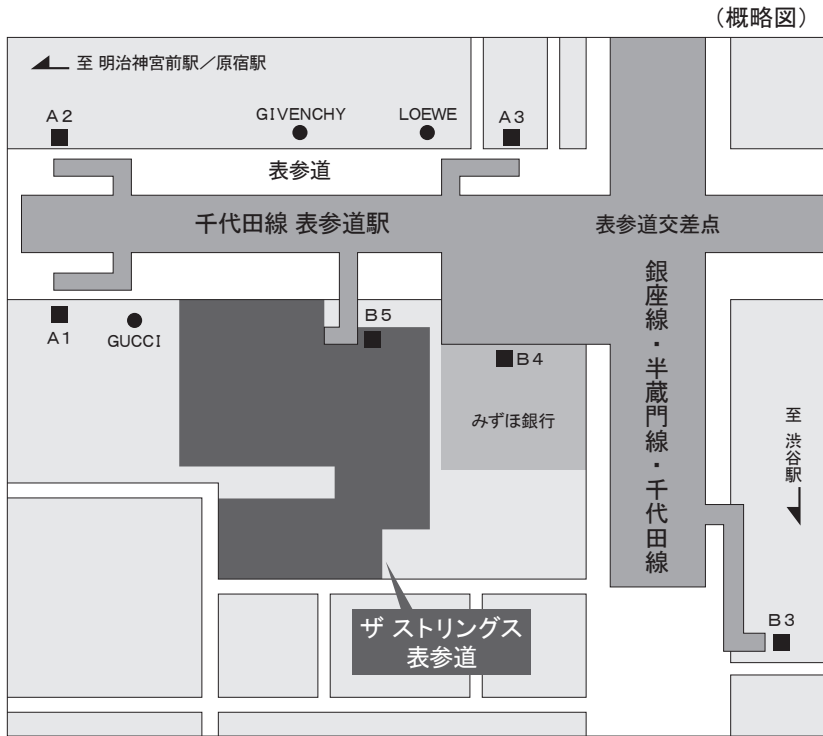
以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区北青山三丁目6番8号
ザ ストリングス 表参道 3階パークアヴェニュー
TEL 03-5778-4186

交 通 (地下鉄)

●銀座線・半蔵門線・千代田線「表参道駅」下車
(B5出口より直結)



○駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。